＊消すことのできるインクを使ったボールペンで記入しないでください。

『見本』

婚　姻　届

平成　　年　　月　　日届出

兵庫県尼崎市長　殿

受理 平成　年　月　日 第　号	発送 平成　年　月　日
送付 平成　年　月　日 第　号	兵庫県尼崎市長　印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

朱線部削除 字加入 字訂正

		夫になる人	妻になる人
(1)	(よみかた) 氏名	あまがさき　たろう 氏：尼崎　名：太郎	ちかまつ　はなこ 氏：近松　名：はな子
	生年月日	昭和６０年　１月　７日	平成　２年　６月　１日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	尼崎市東七松町 １丁目２３ 番地 番 １号	左記と同じ 番地 番 号
	世帯主の氏名	尼崎　太郎	左記と同じ
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	兵庫県尼崎市東七松町 １丁目２３ 番地 (番)	神戸市中央区下山手通 ５丁目１０ (番地) 番
	筆頭者の氏名	尼崎　市太郎	近松　榮之助
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父　尼崎　市太郎　続き柄 母　尼崎　恵子　長男	父　近松　榮之助　続き柄 母　近松　由子　二女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の☑の氏名の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 兵庫県尼崎市東七松町１丁目　２３ 番地 (番)	
(5)	同居を始めたとき	平成　２４年　１月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	□初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日）	□初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫　妻　１．農業だけまたは農業とその他の仕事をもっている世帯 夫　妻　２．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫　妻　３．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から９９人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） 夫　妻　４．３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約者の雇用者は５） 夫　妻　５．１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫　妻　６．仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	（国政調査の年の４月１日から翌年３月３１日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫　尼崎　太郎 (尼) 印	妻　近松　はな子 (近) 印
	事件簿番号		住定年月日　夫　・　・　妻　・　・

婚姻届は、住民登録をしている市区町村の役所に出せます。転居届は、転入・転出・転居届を出すときは、住所を変更したときは、登録を抹消されるまで、入居者がいなくなったときは、世帯主が変わったときは、世帯主の氏名を書いてください。

新しい戸籍がつくられる本籍をくわしく書いてください。

連絡先（昼間連絡がとれるところ）
電話（　）　－　番
必ず連絡がとれる番号を書いてください

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土・日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、時間外受付窓口で取り扱いますので前日までに戸籍担当で下調べをしておいてください。）

◎届出地
夫になる人もしくは妻になる人の本籍地または所在地のいずれかの役所。

	証人	
署名押印	甲野　義郎　(印)	乙川　孝子　(印)
生年月日	昭和　２年　５月　５日	昭和　３年　６月　６日
住所	尼崎市東七松町 １丁目　１ 番地 番 １号	尼崎市武庫元町 ２丁目　３ 番地 番 ９号
本籍	大阪市中央区大手前 １丁目　１ (番地) 番	東京都千代田区平河町 １丁目　４ 番地 (番)

◎婚姻届には証人が２人必要です。
届出人以外の成年の方で、この婚姻届についてご存知の方であれば、どなたでも証人になることができます。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□ には、あてはまるものに☑ のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。ただし、内縁であったものは含まれません。

届出の際にご持参いただくもの

※　夫および妻（旧姓）の印鑑

※　全部事項証明もしくは戸籍謄本

届出地に夫妻の本籍がないとき	夫妻の戸籍謄本等　各１通
〃 夫の本籍があるとき	妻の戸籍謄本等　１通
〃 妻の本籍があるとき	夫の戸籍謄本等　１通
〃 夫妻の本籍があるとき	必要ありません

※　身分証明書（運転免許証・パスポート等）

◎婚姻する方が未成年のときは、父母の同意が必要です。
同意書を添付するか、届書「その他」欄に「この婚姻に同意する」と書いて父母が署名して印鑑を押してください。

◎届出人及び証人の方は、それぞれ別々の印鑑で朱肉を使用して押してください。

◎お問い合わせは
尼崎市役所　市民課
戸籍担当
（電話6489－6410）